

事務連絡
平成23年12月20日

各都道府県公営企業担当課
各指定都市公営企業担当課
関係企業団財政担当課
(都道府県・指定都市が加入するもの)
各都道府県市区町村担当課
(市区町村担当課扱い)

御中

総務省自治財政局公営企業課

みなし償却制度の廃止に伴う既取得資産に係る資本
剰余金の移行処理について(方針変更)

標記については、平成23年10月13日に開催した「地方公営企業会計制度の見直しに関する説明会」において、「簡便な処理方法によっても移行処理が困難と判断される場合には、なお従前の例によることができることとする」という取扱いは認めないこととしておりました(同説明会資料3「地方公営企業会計制度の見直しについて(案)」中「2. 補助金等により取得した固定資産の償却制度等」参照)。

しかしながら、各団体からの御意見・御要望を踏まえ、簡便な処理方法によっても移行処理が困難と判断される場合には、従前どおりの取扱いを認めることとしましたので、御留意願います。

なお、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知いただきますようお願い申し上げます。

【連絡先】

総務省自治財政局公営企業課
脇・庄田
電話：03-5253-5634 (23417)